



令和7年分確定申告のお知らせ

役場での申告相談について

確定申告書は、原則として本人が作成し、所管の税務署へ提出することとなっていますが、自身での作成が困難な方向けに役場で臨時に申告相談会場を開設します。

とき 2月16日(月)～3月16日(月)※土日・祝日を除く

午前8時45分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

※役場の開庁時間(午前8時30分)から、役場3階大会議室前にて
入場整理票を配布します。

ところ 役場 3階 大会議室

申告相談の流れ

①午前8時30分から 役場3階 大会議室 申告会場前にて「入場整理票」を配布します。

※時間前の「入場整理票」の配布および会場内への入室はできませんので、ご了承ください。

②入場整理票に記載のある時間帯に申告会場へお越しください。

③入場整理票に記載のある番号順にお呼びします。

④お持ちいただいた必要書類の確認をして、申告相談を行います。

※必要書類がない等の不備がある場合は、申告相談ができない場合があります。

申告相談をするときのお願い

●例年多くの方が来場するため、申告会場内は大変混み合う可能性があります。入場整理票に記載された時間帯以外は、申告会場内でお待ちいただることは原則できませんので、ご了承ください。

●医療費控除の申告をする方は、医療費控除の明細書の作成を行って持参してください。(医療保険者が発行する「医療費通知」がある場合は「医療費通知」も合わせて持参)

※未完成や持参していない場合は、完成後や持参してから、相談開始となります。

次の方の申告相談は役場では受付できませんので、津島税務署へご相談ください。

●個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成で作成の相談をする方

●分離譲渡所得のある方

【例】土地、家屋、株等を売却した方、先物取引に係る収入のある方、退職所得のある方

●令和7年1月1日から12月31日までに住宅を取得し、初めて住宅借入金等特別税額控除などの申告をする方、住宅耐震改修特別税額控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をする方

●暗号資産(仮想通貨)に係る収入の申告をする方

●過年分、消費税、贈与税、相続税の申告をする方

●国外扶養親族に係る扶養控除の申告をする方

なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をする方は、3月16日(月)までに町県民税の申告書を役場税務課へ提出してください。町県民税の申告相談につきましても、役場3階大会議室の申告会場にて行います。昨年、町県民税の申告をした方には2月上旬頃に令和8年度(令和7年分)町県民税申告書を郵送する予定です。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176



■津島税務署からのお知らせ

令和7年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能となり、より簡単・便利に手続きを行うことができます。(給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Taxで提出した場合に連携対象となります)

※マイナンバーカードの電子証明書は、有効期限が設けられており、有効期限を過ぎた場合は、e-Tax手続等のご利用ができません。そのため、有効期限が過ぎている場合には、早めに更新手続きをお願いします。

確定申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)



確定申告作成コーナー



国税庁HP

問合せ先 津島税務署 ☎0567(26)2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

■償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、令和8年1月1日現在の所有状況を、償却資産申告書にて2月2日(月)までに役場税務課へ提出してください。

提出する償却資産申告書には、マイナンバーの記入が必要となりますので、個人番号12桁または法人番号13桁をご記入ください。

問合せ先 役場 税務課 内線160・178

■「障害者控除対象者認定書」を発送します

身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で介護保険の認定状況によって一定以上の障害があると認められる場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次の全ての要件を満たす方に対し、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を1月下旬から2月上旬頃に発送を予定しています。

対象

- 65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方
- 介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準である方

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、その等級により同等の控除が受けられる場合は対象外となります。

認定基準日 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、
基準日に有効な要介護認定時の認定調査票をもとに認定します。

※年の途中で死亡した場合や転入後に要介護認定の更新申請をしていない場合等は
一斉送付の対象外となりますので、長寿支援課窓口で申請してください。

問合せ先 役場 長寿支援課 内線158・187



詳細はこちら